

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年11月26日
<b>【会社名】</b>	株式会社アエリア
<b>【英訳名】</b>	Aeria Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 小林 祐介
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂五丁目 2 番20号
<b>【電話番号】</b>	03-3587-9574
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理本部長 清水 明
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都港区赤坂五丁目 2 番20号
<b>【電話番号】</b>	03-3587-9574
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役管理本部長 清水 明
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年11月25日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント（以下「ガマニア」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両者の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント
本店の所在地	東京都品川区大井一丁目20番6号
代表者の氏名	代表取締役社長 浅井 清
資本金の額	230百万円
純資産の額	101百万円（平成25年12月31日現在）
総資産の額	486百万円（平成25年12月31日現在）
事業の内容	インターネットを利用したゲームの企画・開発・運営 課金プラットフォームビジネス モバイルコンテンツの企画・運用

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：百万円)

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	1,784	1,611	940
営業利益	43	455	375
経常利益	49	459	379
当期純利益	31	539	509

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年12月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
Gamania International Holdings Ltd.	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、両社の関係者及び関係会社の間にも、特筆すべき取引関係はありません。

### (2) 当該株式交換の目的

当社は、オンラインコンテンツ事業、ITサービス事業を主軸に「Klee(クレー)～月ノ舞舞う街より～」 「ガンガン!!バトルRUSH!」などの人気タイトルを始めとしたスマートフォン、タブレット等のモバイルコンテンツの開発事業並びに、超大作MMORPG「Dragon's Prophet」などのオンラインゲームの配信・運営事業を行っております。また、一部コンテンツでは既にユーザー様から高い評価を頂いており、経営資源をこの分野へより一層注力しております。

ガマニアは、「ルーセントハート」「Web恋姫<sup>®</sup> 夢想」などのオンラインゲームの配信・運営事業を行っており、最近では「てのひらワンコ」などのスマートフォン、タブレット等のモバイルコンテンツの配信・運営も手がけており、モバイルコンテンツ事業へ事業展開を進めております。

オンラインコンテンツ関連市場におきましては、PCオンラインゲームに加え、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴う利用者数の拡大を背景に、Android/iOSをはじめとするプラットフォームの多様化が進み、引き続き成長を続けております。一方で、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、サービス内容は複雑化・高度化する傾向にあるなど、企業間におけるユーザー獲得競争が一層激化しております。

このような市場環境に対応するには、ユーザーの満足度をより高めたコンテンツ作りが求められ、PCオンラインゲームで運営ノウハウ及び開発力を培ってきた両社が、コンテンツ共同開発並びにコンテンツの効率的な運営をすることにより、当社の事業基盤強化に大きく貢献することが期待できます。又、ガマニアにとってもオンラインコ

コンテンツ事業に両社の経営資源を集中することにより資金面での制約が緩和され、両社の更なる発展につながると判断いたしました。それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業を共に拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねて参りましたところ、ガマニアが当社のグループに加わり、シナジー効果を発揮することが最善の策であると合意に至り、株式取得を行う事になりました。

今後、当社及びガマニアは企画、開発、運営における資源の相互活用により、両社の強みを生かした新しいゲームの制作、成長が見込まれる海外市場や新しいゲームプラットフォームを見据えた事業展開を行うことで、さらなる成長の実現を目指しております。

### (3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

#### 株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ガマニアを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、会社法第796条3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、当社の株主総会の承認を受けずに、ガマニアについては、平成26年11月25日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、平成26年12月24日を効力発生日として行われる予定です。

#### 株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アエリア (完全親会社)	株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント (完全子会社)
株式交換比率	1	101.31
株式交換により交付する株式数	普通株式：369,781株	

#### (注1) 株式の割当比率

ガマニアの普通株式1株に対して、当社の株式101.31株を割当て交付いたします。

#### (注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式369,781株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満株式)を保有することになるガマニアの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対しその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

##### 単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

#### (注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。

#### 株式交換契約の内容

当社及びガマニアが平成26年11月25日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

### 株式交換契約書

株式会社アエリア(住所：東京都港区赤坂五丁目2番20号。以下「甲」という。)と株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント(住所：東京都品川区大井一丁目20番6号。以下「乙」という。)とは、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

## 第2条（株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その有する乙の普通株式の合計数に101.31を乗じた甲の普通株式を交付するものとし、乙の普通株式1株につき甲の普通株式101.31株の割合をもって割り当てる。なお、割当交付する甲の普通株式は、全て甲の自己株式とし、甲は新株の発行を行わない。

## 第3条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換により、増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。但し、本株式交換の効力発生日までの事情の変更により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円

## 第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年12月24日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

## 第5条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。
2. 乙は、平成26年11月25日を開催予定日とする臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、当該株主総会の開催日を変更することができる。

## 第6条（会社の財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

## 第7条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第8条（本契約の効力）

1. 本契約は、効力発生日までに第5条第2項に規定する乙の株主総会の承認が得られない場合には、その効力を失う。
2. 本株式交換について、会社法第796条第4項に従い甲の株主総会の承認を要する事態となった場合には、甲乙協議の上、その対応を決定する。
3. 本株式交換の効力発生は、第4条に定める効力発生日までに乙による募集株式の発行（募集株式の数1,350株、払込金額の総額270百万円）の効力が発生していることを条件とする。

## 第9条（協議事項）

本契約に定める事項の他、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成26年11月25日

東京都港区赤坂五丁目2番20号

甲 : 株式会社アエリア  
代表取締役社長 小林 祐介

東京都品川区大井一丁目20番6号

乙 : 株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント  
代表取締役社長 浅井 清

#### (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びガマニアから独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「T F A」）を選定し、平成26年11月21日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

T F Aは、上場会社である当社株式については、東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成26年11月21日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3か月、6か月の各期間の株価終値単純平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるといった問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値～最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	1,217.00 ~ 1,400.43

一方、ガマニアの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であるため、D C F（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用いたしました。ガマニアが作成した平成26年12月期～平成28年12月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引引くことによって企業価値を評価し算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、平成27年12月期には営業損失17百万円、平成28年12月期には営業利益34百万円と大幅な増益となる事業年度が含まれておりますが、これは主に、スマートフォン向け新作タイトルの販売による売上の増加、商品構成を自社開発タイトル中心へ転換を図ることによる利益率の向上、既存タイトルについて販売を絞込むことによる利益率の向上等が含まれていることによります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。なお、株式価値算定に当たっては、ガマニアへのヒアリングにより算定基準日後に増資を予定していることを確認しており、また両社は、本増資を前提に株式交換を検討していることから増資予定270百万円及び新規発行予定株式数1,350株を加味して算定しております。

採用手法	算定結果（円）
D C F 法	102,064 ~ 124,745

上記方式において算定されたガマニアの普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	ガマニア	72.88 ~ 102.50
市場株価法	D C F 法	

T F Aは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定また

は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。T F Aの株式交換比率の分析は、平成26年11月21日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

#### 算定の経緯

当社及びガマニアは、独立した第三者算定機関であるT F Aから提出を受けた株式交換比率の算定結果、ならびに両社の財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

#### 算定機関との関係

T F Aは、当社及びガマニアの関連当事者には該当せず、当社及びガマニアとの間で重要な利害関係を有しません。

- (5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アエリア
本店の所在地	東京都港区赤坂五丁目2番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 小林 祐介
資本金の額	236百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	オンラインコンテンツ事業 ITサービス事業

以上